

総務委員会 議案説明資料

令和4年12月6日

件名		頁
1	第105号議案 足立区個人情報保護法施行条例	2
2	第108号議案 足立区情報公開条例の一部を改正する条例	7
3	第109号議案 足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を 改正する条例	16
4	第110号議案 足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を 改正する条例	19

(政策経営部)

第 1 0 5 号議案説明資料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区個人情報保護法施行条例
所管部課名	政策経営部 区政情報課
内 容	<p>1 概要</p> <p>(1) 令和 3 年 5 月 1 9 日に公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正された「個人情報の保護に関する法律」(以下「改正法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるため、足立区個人情報保護法施行条例を制定する。</p> <p>(2) 改正法の施行に伴い、足立区個人情報保護条例を廃止する。</p> <p>(3) 改正法の施行に伴い、足立区特定個人情報保護条例を廃止する。</p> <p>2 主な内容(詳細は、別紙のとおり)</p> <p>(1) 改正法施行に関し必要な事項を定めることに加え、区における個人情報の適正な取扱いを規定し、区民の権利利益の侵害の防止を図り、もって信頼される区政の実現に資することを条例設置の目的とする。</p> <p>(2) 開示請求の手数料は足立区個人情報保護条例と同様に無料とし、写しの作成費用と送付に要する費用も現条例と同様に請求者の負担とする。</p> <p>(3) 開示請求の決定等期限は足立区個人情報保護条例と同様に 1 4 日とし、その他の期限についても、すべて足立区個人情報保護条例と同様の日数とする。</p> <p>(4) 区における個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に、足立区情報公開・個人情報保護審議会へ諮問することができるとする。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

足立区個人情報保護法施行条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることに加え、区における個人情報の適正な取扱いを規定することにより、区民の権利利益の侵害の防止を図り、もって信頼される区政の実現に資することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

（費用の納付）

第3条 開示請求の手数料の額は、無料とする。ただし、開示請求に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（記載事項）

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1） 連絡先

（2） 代理人の氏名及び住所又は居所

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（特例延長）

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正請求)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審議会への諮問)

第9条 区長は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合にお

いて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年足立区条例第31号）第1条に規定する足立区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（足立区個人情報保護条例及び足立区特定個人情報保護条例の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 足立区個人情報保護条例（平成5年足立区条例第57号。以下「旧条例」という。）

（2） 足立区特定個人情報保護条例（平成27年足立区条例第43号）

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（1） 施行日において現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前に旧個人情報の取扱いに従事していた者

（2） 施行日前に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

（3） 施行日前に区の公の施設の管理業務に従事していた者のうち、施行日前に旧個人情報の取扱いに従事していた者

（4） 施行日前に旧実施機関において旧個人情報の取扱いに従事していた派遣労働者

2 施行日前に旧条例第23条又は第27条から第29条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用又は外部提供の中止については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 前条第1項各号に掲げる者がその業務に関して知り得た旧個人情報で、施行日前に旧実施機関が保有していたものに係る違反行為に対して施行日以後に行われる処罰については、なお従前の例による。

2 付則第2条各号の条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第 1 0 8 号議案説明資料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区情報公開条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 区政情報課
内 容	<p>1 概要</p> <p>令和 3 年 5 月 1 9 日に公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」という。）の施行に伴い、主に開示請求の規定で、改正法と類似する事項の用語、語句の整合性を調整し、区民にとってわかりやすい制度とするため改正する。</p> <p>2 主な改正の内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p>以下の規定について、改正法の規定を準用する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 開示請求における用語の定義の規定(2) 開示請求における開示に応じられない場合の規定(3) 開示請求における決定期間等の日数の規定(4) 開示請求における審査請求について、行政不服審査法適用の読み替え規定 <p>3 施行年月日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

改正前	改正後
<p>○足立区情報公開条例</p> <p>第1条 ～ 第2条 （略）</p> <p>（実施機関の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、その保有する区政情報について、開示することを原則としなければならない。</p> <p>2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、区政情報の開示を求める区民の権利を十分に尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、<u>個人生活</u>に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>第4条 ～ 第7条 （略）</p> <p>（区政情報の開示義務）</p> <p>第8条 実施機関は、開示の請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該区政情報の開示をしなければならない。</p> <p>（1）<u>個人生活に関する情報で特定の個人が識別されうるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>○足立区情報公開条例</p> <p>第1条 ～ 第2条 （略）</p> <p>（実施機関の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、その保有する区政情報について、開示することを原則としなければならない。</p> <p>2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、区政情報の開示を求める区民の権利を十分に尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、<u>個人</u>に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>第4条 ～ 第7条 （略）</p> <p>（区政情報の開示義務）</p> <p>第8条 実施機関は、開示の請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該区政情報の開示をしなければならない。</p> <p>（1）<u>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録で作られる記録をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定</u></p>

改正前	改正後
<p>ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ <u>当該情報が公務員等（独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員を含む。以下同じ。）の職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>（2） 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の利益を明らかに損なうと認められるもの。</u>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア （新設）</p> <p>イ （新設）</p>	<p><u>する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ <u>当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（個人情報保護法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>（2） 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、<u>次に掲げるもの</u>。 ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア <u>開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p>イ <u>実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないことと</u></p>

改正前	改正後
<p>(3) 区政執行に関する情報であつて、<u>次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理等実施機関の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>イ <u>区の執行機関内部若しくは執行機関相互間における審議・検討又は区と国、区と独立行政法人等、区と地方公共団体、区と地方独立行政法人の間の協議等の意思形成過程における情報であつて、開示することにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの</u></p> <p>ウ <u>区政執行に関する情報であつて、開示することにより重大な社会的障害の発生のおそれのあるもの</u></p> <p>エ～カ (新設)</p> <p>(4) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報 (区政情報の一部開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示の請求に係る区政情報に、前条各号のいずれかに該当する情報(以下「<u>非開示情報</u>」という。)とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、<u>非開示情報</u>を</p>	<p><u>されているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p>(3) 区政執行に関する情報であつて、<u>開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>ア <u>国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に係る情報に関し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ</u></p> <p>イ <u>監査、検査、取締り、調査、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p>ウ <u>契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p>エ <u>調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p>オ <u>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p>カ <u>重大な社会的障害が発生するおそれ</u></p> <p>(4) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされている情報 (区政情報の一部開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示の請求に係る区政情報に、前条各号のいずれかに該当する情報(以下「<u>不開示情報</u>」という。)とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、<u>不開示情報</u>を</p>

改正前	改正後
<p>除いて区政情報の開示をしなければならない。 (区政情報の存否非開示)</p> <p>第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る区政情報が存在しているか否かを答えるだけで、<u>非開示情報を開示することとなるとき又は個人の権利利益を害するおそれがあるときは</u>、実施機関は、当該区政情報の存否を_____開示しないことができる。</p> <p>(区政情報の開示の決定及び通知)</p> <p>第11条 実施機関は、開示請求書を受理したときは、開示等（全部開示、一部開示、全部<u>非開示</u>、不存在、存否<u>非開示</u>を含む。）の決定は速やかに行うものとし、<u>受理した日の翌日から起算して14日以内に</u>、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。_____</p> <hr/> <p>2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し遅滞なく書面により通知しなければならない。</p> <p>3 <u>実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、開示請求のあった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。</u>_____</p> <hr/> <p>4 実施機関は、第1項の規定により開示しない旨の決定（区政情報の一部を開示しない旨の決定を含む。以下「<u>非開示決定</u>」という。）をするときは、第2項の規定による通知書に<u>非開示の理由を付記しなければならない。この場合において、実施機関は、必要に応じて非開示の部分について非開示条項、非開示理由を記載した資料（ヴォーン・インデックス）を作成することができる。</u></p> <p>5 実施機関は、<u>非開示決定</u>をする場合において、<u>非開示でなくなる期日</u>が明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。</p>	<p>除いて区政情報の開示をしなければならない。 (区政情報の存否<u>応答拒否</u>)</p> <p>第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る区政情報が存在しているか否かを答えるだけで、<u>不開示情報を開示することとなるとき</u>_____は、実施機関は、当該区政情報の存否を<u>明らかにしないで、当該開示請求を拒否する</u>ことができる。</p> <p>(区政情報の開示の決定及び通知)</p> <p>第11条 実施機関は、開示請求書を受理したときは、開示等（全部開示、一部開示、全部<u>不開示</u>、不存在及び存否<u>応答拒否</u>を含む。）の決定は速やかに行うものとし、<u>開示請求があった日から14日以内に</u>、開示の請求に係る区政情報の開示等を決定しなければならない。<u>ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u></p> <p>2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し遅滞なく書面により通知しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>4 実施機関は、第1項の規定により開示しない旨の決定（区政情報の一部を開示しない旨の決定を含む。以下「<u>不開示決定</u>」という。）をするときは、第2項の規定による通知書に<u>不開示の理由を付記しなければならない。</u>_____</p> <p>5 実施機関は、<u>不開示決定</u>をする場合において、<u>不開示でなくなる期日</u>が明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>6 開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日から60日以内にその<u>すべて</u>について第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る区政情報のうち相当の部分につき当該期間内に第1項の決定をし、残りの区政情報については相当の期間内に第1項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本項を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの区政情報について第1項の決定をする期限</p> <p>7 開示請求者は、第1項に規定する期間内に開示等の決定がされない場合であって第3項の規定による期間の延長がされないとき、<u>又は同項に規定する延長後の期間内に開示等の決定がされない場合</u>には、前項後段の規定による通知を受けた場合を除き、実施機関が開示の請求に係る区政情報について<u>非</u>開示決定をしたものとみなすことができる。</p> <p>8 開示請求者は、第6項第2号の期限内に開示等の決定がされない場合には、実施機関が同項の残りの区政情報について<u>非</u>開示決定をしたものとみなすことができる。</p> <p>第12条 ～ 第13条 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第14条 この条例の規定による区政情報の閲覧については、無料とする。ただし、開示の請求に係る区政情報に<u>非</u>開示情報が記録されているため、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合、当該区政情報に係る写しの作成又は被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>2 この条例の規定による区政情報の写しの交付については、写しの作成</p>	<p>6 開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその<u>全て</u>について第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る区政情報のうち相当の部分につき当該期間内に第1項の決定をし、残りの区政情報については相当の期間内に第1項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本項を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの区政情報について第1項の決定をする期限</p> <p>7 開示請求者は、第1項に規定する期間内に開示等の決定がされない場合であって第3項の規定による期間の延長がされないとき、<u>又は同項に規定する延長後の期間内に開示等の決定がされないとき</u>には、前項後段の規定による通知を受けた場合を除き、実施機関が開示の請求に係る区政情報について<u>不</u>開示決定をしたものとみなすことができる。</p> <p>8 開示請求者は、第6項第2号の期限内に開示等の決定がされない場合には、実施機関が同項の残りの区政情報について<u>不</u>開示決定をしたものとみなすことができる。</p> <p>第12条 ～ 第13条 (略)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第14条 この条例の規定による区政情報の閲覧については、無料とする。ただし、開示の請求に係る区政情報に<u>不</u>開示情報が記録されているため、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合、当該区政情報に係る写しの作成又は被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>2 この条例の規定による区政情報の写しの交付については、写しの作成</p>

改正前	改正後
<p>及び送付に要する費用を、開示請求者の負担とする。</p> <p>3 (新設)</p> <p>第3章 審査請求 (審査請求)</p> <p>第15条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>3 (新設)</p> <p>(審査会への諮問)</p>	<p>及び送付に要する費用を、開示請求者の負担とする。</p> <p>3 前2項の規定は、前条第3項の規定により開示されたものとみなした<u>場合について準用する。</u></p> <p>第3章 審査請求 (審査請求)</p> <p>第15条 この条例の規定により実施機関がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条、<u>第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 <u>実施機関に対する開示の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」とする。</u></p> <p>(審査会への諮問)</p>

改正前	改正後
<p>第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があった場合には、その審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、審査請求人に対して審査会に諮問した旨を通知しなければならない。<u>実施機関が、同項の規定に基づく諮問に対する審査会の答申を受理した場合にも、同様とする。</u></p> <p>4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。</p>	<p>第15条の2 実施機関は、前条第1項の規定に基づく審査請求があった場合には、その審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により諮問した場合、実施機関は、審査請求人に対して審査会に諮問した旨を通知しなければならない。 _____</p> <hr/> <p>4 実施機関は、諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。</p>
<p>第16条 ～ 第18条 （略）</p>	<p>第16条 ～ 第18条 （略）</p>
<p>(情報公表制度)</p> <p>第19条 実施機関は、区民の区政への参加をより一層推進し、又は区民の福祉を向上させるために必要な情報については、積極的に公表しなければならない。ただし、当該情報について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第8条各号に規定する<u>非</u>開示情報に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、同一の区政情報につき開示請求を受けて開示をした場合等で、区民の利便及び区政運営の効率化に資すると認められるときは、当該区政情報を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 実施機関は、前2項に規定する公表のための制度の整備に努めるものとする。</p>	<p>(情報公表制度)</p> <p>第19条 実施機関は、区民の区政への参加をより一層推進し、又は区民の福祉を向上させるために必要な情報については、積極的に公表しなければならない。ただし、当該情報について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第8条各号に規定する<u>不</u>開示情報に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、同一の区政情報につき開示請求を受けて開示をした場合等で、区民の利便及び区政運営の効率化に資すると認められるときは、当該区政情報を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 実施機関は、前2項に規定する公表のための制度の整備に努めるものとする。</p>
<p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示については適用しない。</p>	<p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第20条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する区政情報の開示については適用しない。</p>

第 1 0 9 号議案説明資料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 区政情報課
内 容	<p>1 概要 令和 3 年 5 月 1 9 日に公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」という。）の施行に伴い、足立区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項を変更する。</p> <p>2 改正法の規定に沿った変更内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） 所掌事項について、改正法に定められた審議会への諮問を規定する。</p> <p>3 区独自規定の追加内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） (1) 「情報公開制度」「個人情報保護制度」「特定個人情報保護制度」の運営に関する事項について、区が報告し審議会が意見を述べる規定を追加する。 (2) 特定個人情報保護評価書の点検（※）を所掌事項として規定する。</p> <p>※ 特定個人情報保護評価書の点検について マイナンバーを含む個人情報を取り扱う場合には、特定個人情報保護評価書を作成する義務があり、専門的知見を有する第三者が内容を点検する必要がある。 区では、平成 2 6 年 7 月に審議会に諮問し、以降審議会小委員会で内容を点検している。</p> <p>4 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

改正前	改正後
<p>○足立区情報公開・個人情報保護審議会条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度並びに足立区個人情報保護条例（平成5年足立区条例第57号。以下「個人情報保護条例」という。）及び足立区特定個人情報保護条例（平成27年足立区条例第43号。以下「特定個人情報保護条例」という。）による個人情報保護制度</p> <p>_____の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として、足立区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>（1） 情報公開制度の運営に関する重要事項</p> <p>（2） <u>個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></p> <p>（3） <u>個人情報保護条例の規定により実施機関（個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。）が審議会の意見を聴くこととされた事項</u></p> <p>（4） <u>特定個人情報保護条例の規定により実施機関（特定個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）が審議会の意見を聴くこととされた事項</u></p>	<p>○足立区情報公開・個人情報保護審議会条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）</u></p> <p>_____による個人情報保護制度及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報保護制度</p> <p>_____の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として、足立区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>（1） 情報公開制度の運営に関する重要事項</p> <p>（2） <u>法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項</u></p>

改正前	改正後
2 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度_____の運営に関する重要事項について、 <u>実施機関</u> に建議することができる。	2 審議会は、情報公開制度、個人情報保護制度及び <u>特定個人情報保護制度</u> の運営に関する重要事項について、_____建議することができる。
3 (新設)	3 <u>区長は、情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する事項について、審議会に報告することができる。</u>
4 (新設)	4 審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、区長に対し意見を述べることができる。
5 (新設)	5 審議会は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）の定めるところにより区が行うべき事項について <u>審査及び点検を行う。</u>
第3条 ～ 第5条 (略)	第3条 ～ 第5条 (略)
(意見聴取等)	(意見聴取等)
第6条 審議会は、必要があると認めるときは、 <u>実施機関</u> _____の職員その他関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。	第6条 審議会は、必要があると認めるときは、 <u>実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。）</u> の職員その他関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。
第7条 ～ 第8条 (略)	第7条 ～ 第8条 (略)
	付 則（令和●年●月●日条例第●号） <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>

第 1 1 0 号議案説明資料

令和 4 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 区政情報課
内 容	<p>1 概要 令和 3 年 5 月 1 9 日に公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」という。）の施行に伴い、用語や語句の整合性を調整するとともに、内容を変更する。</p> <p>2 改正法に伴う調整内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） 開示請求に関連する規定について、改正法の規定を準用する。</p> <p>3 区独自規定の変更内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） 足立区情報公開・個人情報保護等審査会（※）で取り扱う情報は、個人情報の以外の情報も含まれているため、委員の責務及び罰則の内容を一部追加修正する。</p> <p>※ 足立区情報公開・個人情報保護等審査会の役割 区長の附属機関である足立区情報公開・個人情報保護等審査会は開示請求等における異議申立て事案について審議している。また、行政不服審査法に基づく審査請求についても審議している。</p> <p>※ 足立区情報公開・個人情報保護審議会と足立区情報公開・個人情報保護等審査会の違いについて 別紙、「足立区情報公開・個人情報保護審議会と足立区情報公開・個人情報保護等審査会の違い」のとおり。</p> <p>4 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

改正前	改正後
<p>○足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「情報公開条例」という。）第15条の2、<u>足立区個人情報保護条例（平成5年足立区条例第57号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>第37条の2、<u>足立区特定個人情報保護条例（平成27年足立区条例第43号。以下「特定個人情報保護条例」という。）</u>第33条の2及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による諮問に応じて審査するため、区長の附属機関として、足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>（1）<u>情報公開条例、個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例</u>の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>（2）法の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>第3条 ～ 第6条 （略）</p> <p>（区政情報の提示（インカメラ制度））</p> <p>第7条 審査会は、第2条第1号の審査のため必要があると認めるときは、<u>実施機関に開示等の決定に係る区政情報（特定個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報を含む。以下同じ。）</u>の提示を求めることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定に基づき区政情報の提示を求められた場合は、これを拒むことができない。</p>	<p>○足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「情報公開条例」という。）第15条の2、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）</u>第105条第3項において準用する同条第1項及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による諮問に応じて審査するため、区長の附属機関として、足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>（1）<u>情報公開条例及び個人情報保護法</u>の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>（2）法の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>第3条 ～ 第6条 （略）</p> <p>（区政情報の提示_____）</p> <p>第7条 審査会は、第2条第1号の審査のため必要があると認めるときは、<u>実施機関に保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の決定並びに区政情報開示請求の決定に係る区政情報</u>の提示を求めることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定に基づき区政情報の提示を求められた場合は、これを拒むことができない。</p>

改正前	改正後
<p>(意見聴取等)</p> <p>第8条 審査会は、第2条第1号の審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、審理のため必要があると認めるときは、実施機関に対して<u>非開示の部分について非開示条項、非開示理由</u>を記載した資料(ヴォーン・インデックス)の作成を求めることができる。</p> <p>(委員の責務)</p> <p>第9条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た_____個人情報(個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。_____)及び特定個人情報(特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報をいう。)をみだりに他人に知らせ、<u>又は</u>不当な目的に使用してはならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 第9条の規定に違反して知り得た_____個人情報をみだりに他人に知らせ、<u>又は</u>不当な目的に使用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(意見聴取等)</p> <p>第8条 審査会は、第2条第1号の審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、審理のため必要があると認めるときは、実施機関に対して<u>不開示の部分について不開示条項、不開示理由</u>を記載した資料_____の作成を求めることができる。</p> <p>(委員の責務)</p> <p>第9条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は職務上知り得た個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)_____をみだりに他人に知らせ、<u>若しくは</u>不当な目的に使用してはならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 第9条の規定に違反して知り得た<u>秘密を漏らし、又は</u>個人情報をみだりに他人に知らせ、<u>若しくは</u>不当な目的に使用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>付 則(令和5年●月●日条例第●号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 改正後の第2条第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までに行われた申請に基づく処分に係る足立区情報公開・個人情報保護等審査会(以下「審査会」という。)の権限については、なお従前の例</p>

改正前	改正後
	<p>による。</p> <p>2 改正後の第9条の規定にかかわらず、この条例の施行前に審査会の委員であった者に係るこの条例による改正前の足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例第9条に規定するその職務に関し知り得た個人情報及び特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、なお従前の例による。</p>

**足立区情報公開・個人情報保護審議会と足立区
情報公開・個人情報保護等審査会の違いについて**

※令和4年第4回定例議会（本定例会）に上程している内容（案）を含む

	足立区 情報公開・個人情報保護審議会	足立区 情報公開・個人情報保護等審査会
設置	区長の附属機関	区長の附属機関
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開制度の運営に関する重要事項について審議する。 ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められる事柄について審議する。 ・ 情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する重要事項について建議する。 ・ 情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する事項について、審議会への報告に対し意見を述べる。 ・ 特定個人情報保護評価に関する審査及び点検を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区情報公開条例における開示請求等の決定に対する審査請求に係る事件について、調査・審議する。 ・ 個人情報保護法における開示請求等の決定に対する審査請求に係る事件について、調査・審議する。 ・ 行政不服審査法に基づく審査請求に係る事件について、調査・審議する。
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区議会議員 4名以内 ・ 学識経験者 5名以内 ・ 区内の公的団体の構成委員 4名以内 ・ 公募による区民 3名以内 計 16名以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者 5名（情報公開制度、地方自治及び個人情報保護制度に関して学識経験のある者）
守秘義務	守秘義務有り（罰則規定は無）	守秘義務有り（罰則規定は有）
開催回数	年 5回から 6回開催	年 6回から 12回開催
公開有無	原則公開	非公開